

保護者のみなさまへ

伊丹市教育委員会

令和2年度災害共済給付制度のお知らせ

伊丹市では、学校の管理下で児童・生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国、学校の設置者及び保護者の三者が負担する互助共済制度に加入しています。この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色を持っています。

- 低い掛金で、手厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物による0-157などの食中毒及び熱中症、また、いわゆる突然死も給付の対象となります。

※ これまでに同意書をご提出いただきました場合、今年度以降の同意書提出は不要として、継続加入の手続きをさせていただきます。

給付の対象となる管理下と災害の範囲 ※印は、特にご注意ください。

学校(園)の管理下【各教科や学校行事などの授業中(保育中)、運動会、部活動などの課外指導中(園外保育中)、休憩時間中などのほか、通学(園)中を含む】における、幼児・児童・生徒の負傷【骨折、打撲、やけどなど】、疾病【異物の嚥下、漆等による皮膚炎など】に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となります。

※ 学校(園)管理下での負傷・疾病の治療は、本共済の対象となり、伊丹市の福祉医療は利用できませんので、「こども医療費受給者証」や「乳幼児医療費受給者証」などは医療機関で出さないください。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校(園)の管理下において生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 健康保険法に規定する医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。
疾病	その原因である事由が学校(園)の管理下において生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの 〔給食等による中毒、ガス等による中毒、溺水、熱中病、異物の嚥下又は迷入による疾病、漆等による皮膚炎、外部衝撃等による疾病、負傷による疾病〕	ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限定額が定められます）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校(園)の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第4級に区分される	障害見舞金 4,000万円～88万円[通学中の災害の場合2,000～44万円万円]
死亡	学校(園)の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 [通学中は1,500万円]
	突 然 死 学校(園)の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの 学校(園)の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘引となって発生したもの	死亡見舞金 1,500万円[通学中の場合も同額] 死亡見舞金 3,000万円

※1 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。